

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

1 6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

2 河川整備の実施に関する事項について、円滑に進めていくためには、関係機関との調
3 整や地域住民との連携等が必要となります。これらを実現するため、以下の方策を推進
4 します。

5

6 6.1 さらなる治水安全度向上に資するための調査・検討

7 近年、気候変化にともなう集中豪雨の発生頻度の増加や台風の強大化等が懸念されて
8 いることから、佐波川においても浸水被害の最小化を図るために様々な治水安全度向上
9 に向けた調査・検討に関係機関と連携し取り組みます。

10 本計画期間後の佐波川水系河川整備基本方針に向けた段階的な整備を行うにあたり、
11 効率的に治水安全度の向上が図られるように、流域内の洪水調節施設による洪水調節の
12 調査・検討を行います。その際、既存施設の有効活用等について、関係機関と調整を図
13 ります。

14

15 6.2 その他の施策との連携

16 (1) 津波防災地域づくりに関する施策との調整

17 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
18 については、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、関係機関と連携を図り
19 ながら、ハードとソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づく
20 りを推進します。

21

22 (2) 都市計画に関する施策との調整

23 良好な河川景観の保全及び創出を図るため、関係自治体と都市計画法等に基づく
24 必要な行為の規制、誘導等について協議を行います。

25 また、河川周辺において都市計画事業等が実施される場合は、関係自治体の政策
26 と調整を図ります。

27

28 (3) 景観に関する施策との調整

29 佐波川は都市の景観に潤いや、やすらぎを与える空間を形成しています。このた
30 め、河川整備を行う際には、「山口県景観形成基本計画」、「防府市景観計画」、「山
31 口市都市景観条例」等の景観に関する施策と調整を図ります。

32

33 (4) 水環境に関する施策との調整

34 佐波川の清流を保全し、後世に引き継ぐため、「防府市佐波川清流保全条例」等

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

1 の取り組みと連携を図ります。

2

3 (5) 水源地域ビジョンの推進

4 島地川ダムとその直下にある周南市和田地区一帯を「水源地域」とし、この地域
5 の将来に向けた振興と活性化を図るための計画として「島地川ダム水源地域ビジョ
6 ン」が策定されています。

7 この計画に基づき、地域住民や自治体と連携し、様々な取り組みを支援していき
8 ます。

9

10 (6) 兼用道路及び河川に隣接する道路との調整

11 堤防上の兼用道路及び河川に隣接する道路については、道路管理者が整備・維持
12 管理を行う場合がありますが、高水敷利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう
13 に、歩道や横断歩道、安全施設の設置等について、必要に応じて道路管理者と調整を
14 図ります。

15

16 6.3 流域における住民意識の向上

17 河川の持つ治水・利水・環境それぞれの機能は、河川管理者のみによって提供される
18 ものではなく、地域住民の方々や河川を利用する方の理解・協力が加わることでより高
19 い機能が発揮されるものです。

20 治水に関しては、その時点での整備水準を上回る規
21 模の洪水が発生した場合の被害を最小限に食い止める
22 ために、地域住民の防災意識の向上が必要となります。
23 このため、国・県・自治体等が協力し、地域住民が主
24 体となった災害図上訓練の実施等、自分の住む地域を
25 知り、住民の手で災害時に取るべき行動を考えるトレ
26 ーニング等を支援します。



流域防災訓練の実施状況

27 利水に関しては、節水意識の向上等を図るため、身
28 近にできる取り組みが地域に根付いていくように広報、啓発活動を推進します。

29 環境に関しては、良好な佐波川の水質を保全するために生活系及び農業系流入負荷等
30 の削減が進むように、啓発活動に努めます。また、佐波川では、「地域組織との連携に
31 よる防災活動」「地元のボランティアによる河川の一斉清掃」「地域住民が参加する探
32 鳥サイクリングやホテルの放流」等、様々な取り組みが行われており、佐波川の自然の
33 豊かさを実感できるように、生物調査等の自然体験活動を通じて河川に接する機会の提
34 供や子供たちに対する環境教育の支援等、佐波川に対する関心が高まるように活動を行
35 います。

36

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

1 このような取り組みを継続して実施するために、NPOや市民団体、自治体等との連
2 携・協働体制のさらなる強化に努めます。また、取り組みの中心となるリーダー等の人
3 材育成活動として出前講座等の支援に努めます。

4

5 6.4 社会環境の変化への対応

6 少子・高齢化、地域コミュニティの衰退等の地域社会の変化に伴い、治水を始めとす
7 る河川整備全般にも社会環境変化への対応が求められています。また、これまで述べた
8 ように、佐波川は地域の重要な社会基盤の一つとして、多様な機能が求められています。

9 このため、本計画では、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策や
10 組織づくり等のソフト対策に努めるとともに、本計画自体も社会環境の変化に対して順
11 応的な対応を図ることができるように柔軟に運用します。